焼津市告示第257号

下記の送達すべき書類が、本人の住（居）所不明のため送達不可能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示送達します。

なお、書類は当市役所財政部納税促進課に保管してありますので、御連絡があれば直ちに交付します。

令和８年11月25日

焼津市長　中野　弘道

記

１　送達すべき書類

令和８年度　市県民税（普通徴収）督促状　第２期

２　送達を受ける者の氏名

氏　　名
村田　伸

注意

上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の２第３項の規定により、公示の日から起算して７日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。